

●香川県告示第148号

香川県建設工事指名停止等措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県建設工事指名停止等措置要領の一部を改正する要領  
香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年香川県告示第456号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指名停止等の通知) 第6条 略</p> <p><u>(指名停止措置の特例)</u> 第7条 <u>指名停止中の有資格業者から、合併、分割、事業の譲渡等により、業務を承継した有資格業者は、当該指名停止の期間中、指名停止の措置を受けたものとみなす。</u></p> <p>第8条～第10条 略</p> <p><u>(苦情の申立て)</u> 第11条 <u>第1条第1項若しくは第2条の規定による指名停止、第3条第5項の規定による指名停止の期間の変更又は第10条の規定による警告若しくは注意の喚起の措置を受けた者は、当該措置について、知事に対し書面により苦情を申し立てることができる。</u></p> <p><u>(建設工事に係る測量、設計コンサルタント業務等の有資格業者への準用)</u> 第12条 <u>第1条から前条までの規定は、香川県が発注する建設工事に係る測量、設計コンサルタント業務等の有資格業者の指名停止等に準用する。</u></p>	<p>(指名停止等の通知) 第6条 略</p> <p>第7条～第9条 略</p>

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。